

下 総 第 1 0 2 8 号
令和5年(2023年)7月19日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和4年4月13日付け監査報告第9号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 豊田中央病院 〕

[指摘事項]

(1) 行政財産の目的外使用の許可申請に係る事務手続において、以下の事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 角島診療所防災用計測震度計等（丁決裁）及びテレビ・冷蔵庫付き床頭台（丙決裁）に係る使用許可の決裁事務について、使用料を減免しているものの、下関市文書取扱規程第22条の3第7号の規定による総務部長又は管財課長への合議がされていなかった。

イ テレビ・冷蔵庫付き床頭台に係る使用許可の決裁事務について、下関市行政財産使用料条例第4条第5号の規定による「その他市長が特に必要があると認めるとき」を適用し、使用料を全額減免としているが、これを市長の決裁でなく院長の決裁（丙決裁）で決定していた。また、使用料を全額減免とすることについては、相手方がNHK放送受信料を支払うことを使用許可の条件とすることによってこれを認めるとしているが、当該理由と使用料の減免を可とすることの合理的な関係性は見当たらない。使用料の減免適用に当たっては、慎重に判断された上で決定されたい。

(改善措置状況)

ア 今回の指摘を受け、角島診療所防災用計測震度計等（丁決裁）に係る使用許可の決裁事務については、令和4年度（令和4年4月1日）から下関市文書取扱規程第22条の3第11号の規定による資産経営課長への合議を行い適正に処理している。

イ 今回の指摘を受け、テレビ・冷蔵庫付き床頭台に係る使用許可については、下関市行政財産使用料条例第2条の規定により算出した使用料を徴収するよう、令和4年4月1日から改めた。

以上